六　投資法人債管理者を定めないこととするときは、その旨
七　［略］
八　投資法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨
［略］
九　投資法人債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第百三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約の内容
十　［略］
十一・十二　［略］
（投資法人債管理補助者の資格）
第百八十五条の二　法第百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の三に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　弁護士
二　弁護士法人
（投資法人債権者集会参考書類）
第百八十七条　投資法人債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　［略］
二　議案が代表投資法人債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項
［イ・ロ　略］
ハ　候補者が投資法人債発行法人、投資法人債管理者又は投資法人債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要
［2～4　略］
（議決権行使書面）
第百八十八条　法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。
［一～四　略］
五　議決権を行使すべき投資法人債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額
［2～4　略］
（投資法人債権者集会の議事録）
第百九十一条　［略］
2　［略］
3　投資法人債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
［一～三　略］
四　投資法人債権者集会に出席した投資法人債発行法人の代表者又は代理人の氏名
五　投資法人債権者集会に出席した投資法人債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は投資法人債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名
六・七　［略］
4　法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により投資法人債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、投資法人債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
一　投資法人債権者集会の決議があったものとみなされた事項の内容
［号を加える。］
六　［同上］
［号を加える。］
七　［同上］
［号を加える。］
八・九　［同上］
［条を加える。］
（投資法人債権者集会参考書類）
第百八十七条　［同上］
一　［同上］
二　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　候補者が投資法人債発行法人又は投資法人債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要
［2～4　同上］
（議決権行使書面）
第百八十八条　［同上］
［一～四　同上］
五　議決権を行使すべき投資法人債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数
［2～4　同上］
（投資法人債権者集会の議事録）
第百九十一条　［同上］
2　［同上］
3　［同上］
［一～三　同上］
四　投資法人債権者集会に出席した投資法人債発行法人の代表者又は投資法人債管理者の氏名又は名称
［号を加える。］
五・六　［同上］
［項を加える。］